

第4回 平成30年2月20日（火）10:00～12:00

○趣 旨：本年度の「夜間中学」の設置に係る本設置検討委員会の協議のまとめを行うとともに、来年度の方向性を協議・検討する。

○参加者（8名）

委員長：柳林 信彦（高知大学教育学部学校教育教員養成課程教育科学コース准教授）

副委員長：時久 恵子（香美市教育長）

委員：戸田 雅威（一般財団法人高知県人権教育研究協議会会長）

伊藤 正孝（高知県立高知東高等学校長）

刈谷 好孝（高知市立三里中学校長）

弘瀬 健一郎（高知市教育委員会教育次長）

藤中 雄輔（高知県教育次長）

永野 隆史（高知県教育次長）

○内 容

①報 告：平成29年度公立中学校夜間学級設置検討委員会報告書

②協 議：設置について

③まとめ：平成29年度設置検討委員会としての提言

①設置についての確認

発言者	意見の概要
委員長	○第3回の協議では、「夜間中学を設置することが望ましい」との意見で一致したと捉えている。今回はそれを前提として、具体的な内容について協議をしていく。

②設置主体について

発言者	意見の概要
委員長	○設置主体については、前回の協議において、県と市町村の両方を視野に入れて検討を進めた方がよいとの意見があった。そこで、本設置検討委員会のまとめとしては、「中学校であるため、基本的には市町村立とすることが望ましい。もっとも、法律により県立としての設置も可能となっていること、また、複数設置の可能性も鑑み、県立と市町村立、両方の面からの検討が必要」としてはどうか。
委員	○夜間中学を「誰が設置するか」だけではなく、「誰がどのような責任を持つか」ということも大事である。県、市町村のいずれが設置するとしても、双方が主体性を持ち考えなければならない。県民から「学びたい」「学ぶ機会が欲しい」と望む声が多くある。この声に応えるためにも、県も市町村も、しっかりと協議を深める必要がある。
副委員長	○学びたいとの思いを持っている人が高知県内にたくさんいることから、学びの場は各地にあると良い。そのような意味で、各市町村が設置できれば良いのだが、ただ、予算の確保等、困難も生じると思われる。
委員	○各市町村教育長に夜間中学についての理解を図らなければ、本設置検討委員会の協議のまとめを発信しても表面的なもので終わってしまう。各市町村の役割等を報告書に明記して周知していくことが大事であろう。
委員	○「県と市町村は十分に協議を行う必要がある」との認識が大変重要である。市町村の教育長会など、協議ができる場において県としての考えや思いを説明したり、アンケート調査の結果を伝えたりする必要がある。

副委員長	○視察した夜間中学では、外国籍の方や様々な年齢の方など多くの生徒が共に音楽の授業を受けていた。楽しそうに歌う姿に、夜間中学において豊かな学習が展開されているという感動を覚えた。書いたり考えたりすることがうれしくて仕方がないという状況を、高知県でも実現しなければならない。
副委員長	○近年は高知県にも外国の方が増えてきた。日本語を学びたいという外国の方、また、学問の基本から学び直しをしたいという人も本県にも存在する。そうした方たちのためにも学びの場が必要である。 ただ、視察を通して感じたのは、夜間中学は昼間の学校との共有ではなく、専用の校舎が必要だということである。既存の教室を活用するということになれば、県立学校、あるいは市町村立の中学校の施設内に設置することも可能であるが、実際には、必要な設備や条件、環境などいろいろな課題が出てくると思われる。
委員長	○まとめとしては、「中学校であることを鑑みると、基本的には市町村が設置することが望ましい。ただ、平成28年12月7日に成立した『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律』により、県立での設置も可能となっている。このことから、市町村による設置、県による設置、両方の場合を見据えて県と市町村が相互に当事者としての主体性を持ちながら、十分に協議を行う必要がある」ということでよいか。 また、協議の際には、県教育委員会がイニシアティブをとらなければ進まないと思われる。そのことを加筆してはどうか。

③設置場所について

発言者	意見の概要
委員長	○設置場所について、「アンケート調査の結果、設置を希望する回答者が高知市に最も多いことから、まずは高知市に設置することが望ましい。ただし、県内の多くの市町村からも設置を希望する声があるため、将来的には複数設置も検討する必要がある」としてはどうか。
副委員長	○学び直しを希望する人の中には高齢の方も多く、この方たちが学校へ通うためには、学びの場が各地になければ困る。学びの場が各地にあれば、多くの人々の学びが実現する。
委員	○夜間中学の場合、通学に関する課題がある。例えば、遠方から通う場合、仕事を終えてからでは始業時間に間に合わなかったり、終業時刻によっては、帰りの公共交通機関がないといった問題が生じる可能性がある。そのため、身近な場所に学校があることが望まれる。各市町村の教育委員会が所管する既存の中学校の中に、夜間学級を設置してはどうか。
委員長	○「設置する際、多くの方が通いやすい場所に設置することが重要である」ということでよいか。

④設置時期について

発言者	意見の概要
委員長	○設置時期に関する意見は、前回2つ出された。1つは「できるだけ早期に設置すること。もう1つは「平成31年度開設」ということ。これらについてはどうか。
委員	○既存の学校の施設を利用し、高等学校の定時制のように昼間と同じ教室を使うこととして開設するのであれば、市町村あるいは県のどちらが設置する場合でも、早期に夜間中学を開設することは可能。一方、他県のように夜間中学独自の教室を確保するならば、自由に使える空き教室が3つは必要になる。このため、校舎を作るなどのことも考えなければならない。この場合には、時間が必要となる。
事務局	◆入学希望者の正確な把握、学級編制や教員配置をはじめ、市町村に設置となった場合、区域外からの受け入れに対する市町村間の取り決め、県立として設置する

委員	<p>となった場合の通学手段、給食の有無、また、それらに係る経費等、解決すべき課題が数多くある。いずれにしても、このような課題の解決に向け、県と市町村が早急に協議することが必要。</p> <p>○夜間中学での学びを求めている人がいるのは事実である。その方たちが高齢化していることを考えると、早急に設置したい。「早急に」という言葉を前面に出してでも、できるだけ早く進めていきたい。</p>
委員	○まだまだ多くの課題が考えられる。拙速に進めるのはよくないのではないか。
委員	○平成31年度に開設するにしても、春に開設する場合と、準備ができた時点で開設する場合ではスケジュールが異なる。年度中としてはどうか。
委員	○「できるだけ早期に設置することが望ましい」とすることは、本県にとって大変大きな意味を持っている。一方、平成31年度の開設は厳しい設定とのこと。いろいろな困難はあろうが、まずは学びを希望する方のニーズを優先して考えたい。
委員	○「できるだけ早期に」という点は委員間で一致した意見だが、急ぐあまり拙速になってはいけないということも共通意見である。報告書には、その両面を表記してもらいたい。
委員長	○設置することの必要性や早い時期での設置が望ましいことは確認できた。県外視察を通して、夜間中学には豊かな学びが提供されることを知ることができ、設置を早期に実現したいと思っている。その一方、開校に向け準備の時間が必要であるとの状況も理解している。そこで、まとめとしては「戦後の混乱期の中で、学齢期に様々な事情のよって義務教育を受けることができなかつた方々が存在することを鑑みると、平成31年度の開設も含めて、できるだけ早期に設置することが望ましい。」としてはどうか。

⑤在学年限について

発言者	意見の概要
委員長	○県外の夜間中学では、在学年限は3年間を基本とし、希望すれば最大6年間まで在学が可能という学校が多かった。ある程度学力が身につけており、高校進学を考えている者は、2年生から編入させるという学校もあった。卒業に関しては、教育課程の履修状況をもとに、本人等と学校が適宜面談を行い、両方で合意すれば卒業を認めるということであった。また、本人からもう少し在学したいという希望があれば、在学を認めることもあるとのことであった。高知県も同じような方向でよいのではないか。
委員	○様々なニーズの方がいることを考えると、在学年限については、視察した夜間中学と同じように3年間を基本とし、生徒の履修状況によって最大6年間までは延長も認めるということでもよいのではないか。また、例えば学力が一定身に付いており、履修すべき教育課程が1年間分で十分と判断される場合は、3年生から編入学を認めるなどのことも可能としたい。
委員長	○視察に行った奈良市では、一定のルールを設け、市外からの編入学者を受け入れていた。
委員	○先進地の例を参考に整理するとすれば、例えば県が設置する場合には、入学の際には市町村から推薦状を出してもらおうとか、市町村の代表が編入学について審議する場に加わること等が考えられる。また、市町村が設置する場合には、他市町村からの編入学手続きが必要となるケースもあるため、手続きの設定や運用について県が仲立ちをすることも必要と考える。
委員	○編入学を許可するかどうかの最終的な判断は設置者が行うものである。不登校生徒を安易に夜間中学へ編入学させるような状況が起きないように、市町村と県が十分に連携、協議することが必要である。

⑥不登校となっている学齢生徒への対応について

発言者	意見の概要
委員	○夜間中学を不登校の生徒の受け皿として安易に考えられると、夜間中学の本来の役割が果たせなくなるのではないかと。京都市では、不登校の生徒を夜間中学に安易に編入させないよう、市教育委員会が責任を持って歯止めをかける対策を講じている。「市町村教育委員会が指導力を発揮し、責任を持って対応をすべき」との内容を抜きにして話を進めると、本末転倒になる恐れがある。不登校生徒への対応は、市町村が主体性を持って考えてほしい。
委員	○京都市で市立の夜間中学を設置した時、昼間の市立中学校で「不登校になった生徒は夜間中学へ編入したらよい」との安易な動きが広がったと聞いた。その時、市教育委員会が主導して、学校が不登校の生徒への支援や手立てを最大限に行ったかどうか、そしてその上で夜間中学への編入が妥当と判断したのかどうかをチェックしたとのことであった。設置者が県となった場合でも、一人一人、また学校に対して適切なチェックと対応が求められる。
委員長	○夜間中学に不登校生徒を受け入れるにあたっては、「不登校になったから夜間中学に行かせる」というのではなく、学校は様々な手立てを尽くしたうえで、最終的に「生徒の学びの可能性を広げるために夜間中学へ行く」という判断をすべきである。学齢期の不登校生徒の受け入れについては、今後も検討課題とし、本日の議論の内容を整理して、事務局と相談のうえ報告書に記載することとする。

⑦教育課程について

発言者	意見の概要
委員長	○視察先の学校では、教育課程が500から700時間で設定されていた。これは、夜間中学であっても各教科等を学習するからである。本県も同じ時数でよいと考える。
委員	○法律により教育課程の内容は弾力的に編成することができる。生徒の実態に応じた柔軟な編成を望む。
委員	○アンケート調査から、設置に関しては、40歳代のニーズが多いことが明らかになっている。10歳代や60歳代以上の方とは、学びの質が違うということも報告書には、記述しておく必要があると考える。

⑧その他

発言者	意見の概要
委員	○高知県にふさわしい夜間中学を開設するためには、更なるニーズの掘り起こしや情報収集も必要。今後も引き続き、設置に向けての協議をすべきである。